明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局六三～六八）　一
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一七五～一八九）　二
○道路に関する件（同一九〇～一九七）　四
○道路に関する件
（北陸地方整備局五三～六二）　五
○都市計画に関する件
（中部地方整備局七六～七九）　六
○道路に関する件（同八〇～八五）　七
○道路に関する件
（近畿地方整備局六三～六六、六九～七三）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同六七、六八）　九
○道路に関する件
（中国地方整備局八一～八六、八八～九一）　一〇
○都市計画に関する件（同八七）　一一
○道路に関する件
（四国地方整備局四二～四五）　一二
○道路に関する件
（九州地方整備局八六～九七）　一三
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同九八）　一三
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同九九）　一三
○道路に関する件
（北海道開発局五七、五八）　一三
○道路に関する件
（沖縄総合事務局二七～三二）　一三

〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一四
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一五

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定の一部変更・独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　一六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　青森県三戸郡三戸町大字梅内字沼尻六九番一から同町大字梅内字沼尻一〇番一まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日八時三十分

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　三　号　横手市平鹿町醍醐字醍醐八四番一から同市平鹿町醍醐字上狐渕四三番二まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米沢市万世町梓山字稲荷山五八二四番三から同市万世町片子字梓山道北五三〇四番二まで	前	一三・四メートル～二三七・〇メートル	二・五四〇キロメートル
	後	一三・四メートル～八八・三九メートル	二・五四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　青森県上北郡東北町大字大浦字大沢二六番七から同町大字大浦字南平二番八七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日八時三十分